いじめ防止等のための基本的な方針

令和７年４月

千曲市立屋代中学校

Ⅰ　いじめ防止等の対策ための基本的な方向

1　本校が目指す学校や生徒の姿

《学校教育目標》

どんな花も精一杯に　～夢に誇りのせて～

本校では、一人一人の生徒の生き方が尊重され、大切にされることを基盤に、「わかる授業・自立を支える教育課程・楽しい学校」を柱とし、豊かな人間性と生きる力を育む教育を推進するため、上記学校教育目標を掲げ、次のような学校や生徒の姿を目指している。

- 一人一人の生徒の活動がよく見え、それぞれの生徒が輝いて生きる学校。
- 個の自立を支えるとともに、互いのよさを認め合い、生かし合える人間関係作り。
- コミュニケーション力、自己表現を中心とする社会性の育ち。
- 基礎基本の定着を中心とした学力の保障。
- 地域の学校として、誠実な生活態度をもった生徒、開かれた学校。

そのため、次のような点を重点として取り組んでいる。

○ 全校生徒・職員が一丸となって「屋中生の誇り」を実現。
○ 「確かで質の高い学力」を身につける学習指導の推進。
○ 人権教育の推進による、自己の言動に責任と思いやりを持った生徒の育成。
○ 地域とのかかわりを深め、地域に学び、地域に貢献する活動の推進。

2　いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では上記の目指す姿を具現するため、次のような基本的な考え方のもとにいじめ防止等の取り組みを進めていく。

(1)　いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を、心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

○ 生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
○ 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。

○ いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての職員が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつようにする。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、保健室を相談窓口とし、生徒や保護者に周知し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、職員は共通理解を図っておく。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧に対応する。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ、教育委員会等関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。そのため、平素から保護者や関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、上記「いじめ防止対策推進法」第２条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつける。

(2)　いじめの様態

いじめには下記のような様態がある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照　文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）」、「 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」

(3)　いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、いじめ不登校対策委員会（法第22条に規定された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。その際、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対し、適切に指導する。
- 行為を行った児童生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4)　いじめの背景と児童生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られるだけでな

く、日常的な未然防止にもつながる。

ア　いじめの背景

・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。（地域社会）
・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躾が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。（家庭）
・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。（学校）

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」、「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ　いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことも必要である。

ウ　いじめる児童生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとすること、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などがあげられる。

Ⅱ　いじめ防止等のための取り組み

1　屋代中学校いじめ防止基本方針

本校では、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を『屋代中学校いじめ防止基本方針』として策定する。

本方針を学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める。

また、生徒の状況や、学校自己評価アンケートなどを勘案し、機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。その際は、保護者や地域の方の参画を図ったり、生徒の意見を取り入れたりすることも検討する。

2 いじめ防止対策委員会

（1）目　的

本校では、いじめ防止対策推進法第 22 条に規定される「学校のいじめの防止等の対策のための組織」をいじめ防止対策委員会が担う。

本委員会は、学校、家庭、地域の関係者が連携し、いじめ及び不登校の未然防止、早期発見、早期対応を目的とし、生徒の明るく豊かな生活を願い、心身ともに健全な生徒の育成を目指す。

（2）組　織

本会は次の者で構成し、会務処理のため事務局を置き、教頭がその任にあたる。

学校関係者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、
人権教育係主任、教育相談コーディネーター、該当担任
保　護　者：ＰＴＡ会長、ＰＴＡ人権推進委員長、
地域関係者：区長会長、育成会長、民生児童委員地区会長、主任児童委員
関 係 機 関：人権擁護委員、少年補導員、千曲少年警察ボランティア協会屋代地区長
（スクールカウンセラー）

※該当担任とは、重大ないじめ等が発生した学級や教科の担任を指す。

※任期は原則１年間（4 月～翌年 3 月末）とし、役職等の変更があった場合は、新任の者が務める。（役職の変更があった者は、事務局へ連絡をし、新任者への引継ぎを確実に行う。）

また、校内に小委員会として「いじめ対策委員会」を置き、機動的な運営にあたる。

校長・教頭……　全体の統括・渉外
教務主任　……　年間計画の作成（調整）・検証
生徒指導主事　…　年間計画作成・個別のいじめ事案への対応の中心、啓発
人権教育係主任…　年間計画作成・啓発
養護教諭　……　相談窓口・いじめ事案への対応
教育相談コーディネーター…教育相談の計画
学年主任　……　各学年の取組・個別事案の対応

スクールカウンセラー…相談・小委員会へのアドバイス

(3)　役　割

本会は次の事業を行う。

・年に１回（５月を予定）委員会を開催し、連絡協議を行う。

・いじめ未然防止、安全に資するための各種資料成。

・いじめや安全に関する各機関の連絡調整。
・いじめや安全に関する情報収集と共有、対策。
・学校のいじめ防止等の取り組みに対する評価
・重大事案が発生した際には、緊急で集まり、解決に向けた対応をする。
・２月に、年間の活動報告書をまとめ、会員へ配付する。

小委員会は次のような学校の取り組みを中心となって推進する。

〇学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価
・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
・学校生活アンケートを各学期の始めに行い、取組の見直しを行う。

〇学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信
・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
・取組の状況や成果、「学校自己評価アンケート」などについても情報発信する。

〇いじめの早期発見、早期対応
・個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

〇教職員の意識啓発
・学校の基本方針の全職員の共通理解を図る。
・いじめ問題に対する研修会を企画する。

3　いじめ防止等の取り組み

本校では、校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」を中核に、職員が一致協力し、保護者の協力を得たり、市教育委員会や関係機関・専門機関と連携したりしていじめ防止等の取り組みを推進する。また、「学校自己評価アンケート」や「学校生活アンケート」などの結果や、いじめの認知数、不登校生徒人数などの指標をもとに成果と課題を明らかにし、次の取り組みを検討する。

(1)　いじめの未然防止・早期発見の取組

①　いじめの未然防止の取組

ア　いじめの起きにくい学校、学級づくり

学校教育全体を通し、道徳教育や読書・体験活動の充実、コミュニケーション能力の育成を図る。

(ｱ) 授業中の生徒指導の充実

・「自己存在感」、「共感的人間関係」、「自己決定の場面」をキーワードに授業作りを行い、生徒が主体的にかかわり、安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、確実な学習内容の定着を心がける。
・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。

・ 授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
・ わかる授業を展開するとともに、一人一人が活躍できる場づくりを行う。

(ｲ) 道徳
・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。

(ｳ) 学級活動
・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
・ 学級・学年合唱、レクリエーションなど生徒が気持ちを一つにして取組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

(ｴ) 行事
・ 自然体験学習や修学旅行など児童生徒が挑戦することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取組めるように支援する。
・ 職場体験学習、地域での奉仕活動体験などの地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

イ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知
・ 学校だよりで「いじめは絶対に許さない」学校の姿勢を周知するとともに、全校集会やＰＴＡの会合等を活用して周知を図る。
・ 人権教育強調月間を年２回（５月と１１月）位置づけ、授業参観や学年ＰＴＡを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合う機会をもつ。
・ 生徒や保護者向けに情報モラル研修を行う。

ウ 児童生徒の主体的活動の活用
・ 生徒会の人権集会など、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。
・ 生徒会による『屋代中学校人権宣言』の浸透を図るとともに、生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止等に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

エ 職員の資質の向上
・ いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を行う。

・ 授業の規律を定めるとともに、児童生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる教室づくりを行う。
・ 教師自身が人権感覚をもって児童生徒と接する。

② いじめの早期発見の取組

ア 日常活動を通した早期発見

・ 生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
・ 生活記録を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。また、生徒の言葉の向こうにいる保護者との対話にもつながる。

イ 相談体制の充実

・ 生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように保健室を校内相談窓口とし、生徒や保護者に周知する。また、相談しやすい職員に誰にでも相談してよいことも加えて周知する。
・ 教育相談コーディネーターが、「相談室だより」等の通信を児童生徒や保護者向けに発行し、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行う。
・ 年間３回、教育相談を位置づけ、生徒全員との相談を実施する。その際、学級担任だけでなく、生徒が相談しやすい相手と相談できるように配慮する。
・ いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員は一人で抱え込むことなく、学年会や生徒指導委員会、いじめ対策委員会等と情報を共有し、適切に判断するため、「報告・連絡・相談」を大切にする。

ウ アンケート調査の活用

・ 年間３回（各学期末）、「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、児童生徒と相談を行ったりする。
・ Ｑ－Ｕ検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）や環境適応尺度「アセス」（学校生活アンケート）を年２回実施し、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や生徒との面談に生かす。

③ 学校の取り組みに対する評価

・ 生徒への「いじめアンケート」「学校生活アンケート」、保護者への「学校自己評価アンケート」により状況を把握する。
・ 年度間のいじめ認知件数の推移や上記データをもとに、いじめ未然防止・早期発見の取組を検証し、以降の取組に生かす。
・ 検証や評価は、いじめ防止対策委員会で行い、家庭や地域に公表する。

(2) いじめが起きたときの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ対策委員会」を中核とした組織的対応をします。

ア　いじめが起きたときの初期対応

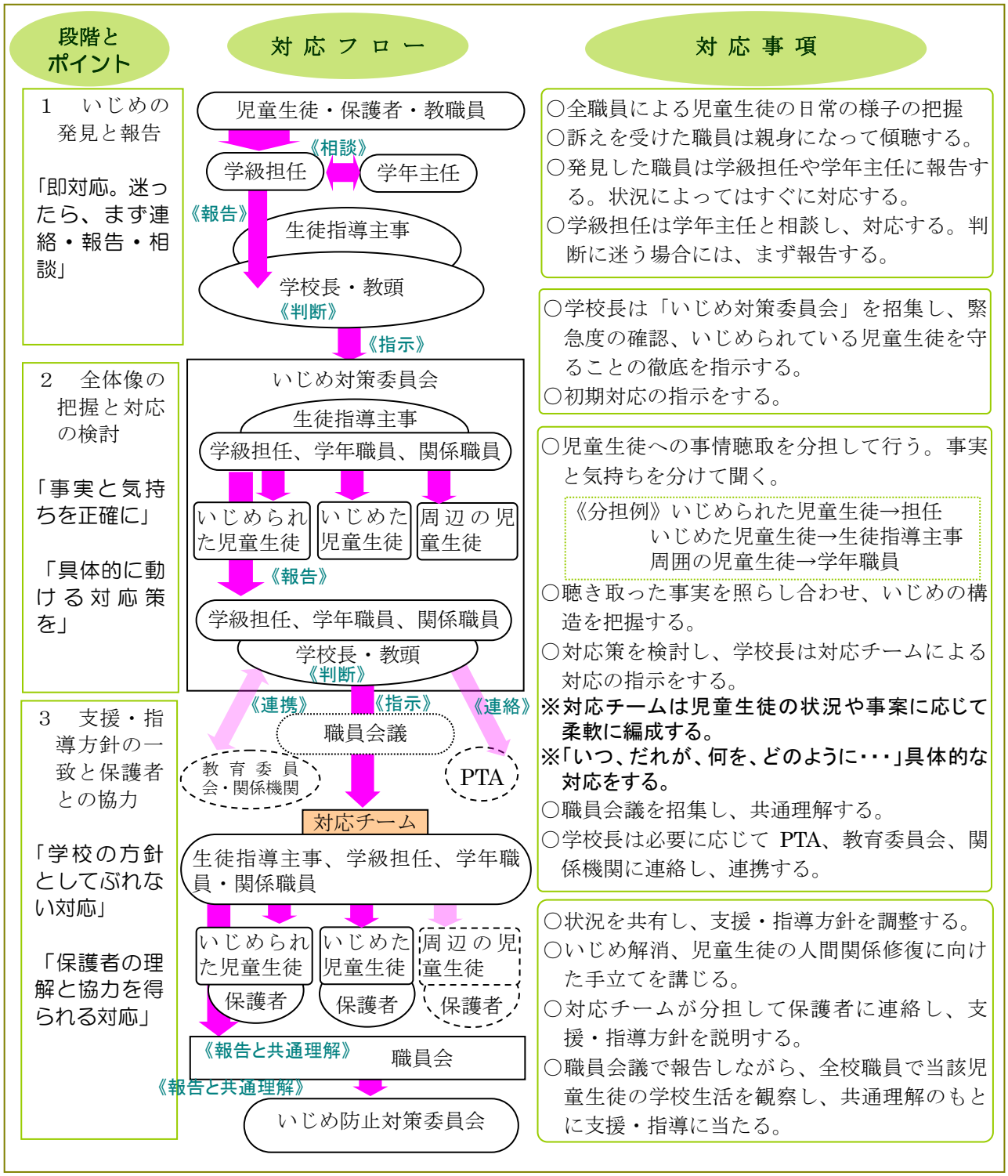

イ　支援・指導のポイント

(ｱ) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けた場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめ・不登校対策委員

会」に集約する。

(ｲ) 全体像の把握（事実確認）→指導体制は「いじめ対策委員会」の検討を経て校長が決定する。

・ 関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が分担して速やかに関係児童生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
・ 事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

(ｳ) いじめられた児童生徒又は保護者への支援

・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたうえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
・ 安心して学習やその他の活動に取組むことができるような環境を整える配慮を行う。
※一時的な保健室や相談室での学習、いじめた児童生徒を別室で指導などを検討。

(ｴ) いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるような指導を行う。
・ いじめた児童生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。

(ｵ) いじめが起きた集団への指導

・ いじめを見ていた、知っていた児童生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
・ はやし立てたりして同調していた児童生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
・ 集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

(3) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

・ 未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
・ 児童生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
・ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

掲示板やブログ、ＳＮＳ等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う。

【ネット上のいじめへの対応】

《「ネット上のいじめ」の発見／生徒・保護者等からの相談》
生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》
学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》
○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。
① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況

◇書き込み内容の確認と保存
書き込みのあった掲示板等のＵＲＬを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《対応協議》
○ 被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
○ 外部との連携検討（教育委員会・警察・ＳＣ等）

《教育委員会への報告》
《外部機関との連携》

被害生徒・保護者への対応
きめ細かなケア、守り通す

加害生徒の特定

《削除以来の必要性の検討》
○依頼は被害生徒がするのが原則
※学校や教委からもできる場合あり

加害生徒・保護者への対応
○投稿を削除させる
○人権と犯罪の両面からの指導

削除の確認

《継続的支援》
○心のケアと関係修復

《全校生徒への対応》
○全校集会･学年集会･学級指導
○再発防止の観点重視

《削除依頼と削除の確認》

(1)掲示板等の管理者に削除依頼
掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2)掲示板のプロバイダに削除依頼
掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局･地方法務局に相談する
削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局･地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》
○ 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室　026-233-0110
○ 違法･有害情報相談センター
（http://www.ihaho.jp/）
○ 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
○ 教学指導課心の支援室
026-235-7436

(4)　関係機関との連携窓口

本校では、関係機関と日常的に連携するために、次のものが窓口となる。

千曲警察署生活安全課・・・・生徒指導主事

稲荷山医療センターなど医療機関・・・・特別支援教育コーディネーター、養護教諭

千曲市子育て支援課・・・・・生徒指導主事

(5)　重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

一　いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 二　いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア　報告

重大事態が発生した場合は速やかに千曲市教育委員会に報告する。

イ　初期対応

- いじめを完全に止めた上で、初期対応を行う。必要に応じて、関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- 速やかに「いじめ対策委員会」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げ、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- 関係生徒・保護者へ迅速に連絡する。

ウ　事実関係を明確にするための調査

千曲市教育委員会の指導のもと、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

①　学校が調査をする場合

《調査組織》

- 校長の下、「いじめ対策委員会」を中核とした調査委員会を立ち上げる。
- 公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。
- 千曲市教育委員会を通し、長野県教育委員会教学指導課心の支援室に支援を要請する。（長野県教育委員会「**いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照**）

《調査の実施と情報提供、千曲市教育委員会への報告》

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で十分な聴き取りを行うとともに、生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- **質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。**
- いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。
- **いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。**
- **他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。**
- 調査結果について千曲市教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

② 教育委員会が調査をする場合

- 調査の実施にあたっては、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。

エ　調査結果を受けた対応

- 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

オ　その他の留意事項

- 生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- 背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考とする。
- 重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための

支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(6) いじめ防止等の取組の年間計画

未然防止の取組（全校集会や人権週間、異年齢交流学習や体験学習、授業参観、道徳や学級活動のいじめにかかわる取組、講演会など）、早期発見の取組（個人面接や相談週間、アンケート調査など）、いじめ防止の取組に対する評価計画（学校生活アンケートの時期や会合予定など）、啓発行事（ＰＴＡ講演会など）の予定を年間計画に位置づけて作成。

	人権教育月間、集会、講演会等	教育相談やアンケート等	道徳（内容項目）			その他
			1年	2年	3年	
4月			理想の実現	個性の伸張 生命の尊重	人間愛・思いやり 正義・公正・公平	
5月	《人権教育月間》 ○校長講話 ○人権教育講演会（生徒）	学校生活アンケート（生徒）	個性の伸張	信頼・友情	生命尊重	いじめ防止対策委員会
			人権教育係の計画による学習			
6月		Ｑ－Ｕ検査（Ｐ） いじめアンケート		感謝		
7月		教育相談週間	男女の敬愛 信頼・友情 感謝	信頼・友情	男女の敬愛 個性の伸張	
8月			信頼・友情	生命尊重		情報モラル職員研修
9月			人間愛・思いやり	人間愛・思いやり 男女の敬愛		文化祭異学年交流体育祭
10月		学校生活アンケート（生徒）		正義・公正・公平	信頼・友情 生命の尊重	
11月	《人権教育月間》 ○校長講話 ○人権教育授業参観 ○情報モラル講演会（親子） ○生徒会人権集会（屋代中学校生徒会人権宣言）	教育相談週間 学校生活アンケート（保護者） いじめアンケート			信頼・友情	人権教育公開授業・研究会（校内）
			人権教育係の計画による学習			
12月				自他の尊重		学校生活アンケート（生徒）
1月		Ｑ－Ｕ検査（Ｃ）	信頼・友情 生命の尊重		自他の尊重	
2月		教育相談週間 いじめアンケート	生命の尊重		感謝	学校生活アンケート（保護者）公表
3月			自他の尊重 正義・公正・公平			
通年			道徳の視点を大切にした学習指導 ニコニコ調査（朝の体調・心の様子調査）			あいさつ運動